

身体拘束廃止に関する指針

策定日 平成30年4月1日
たくみ株式会社

#

1. 身体拘束に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実践に努めることとする。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- ア. 切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- イ. 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ウ. 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

*身体拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要。

2. 身体拘束廃止に向けた基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、『身体拘束廃止委員会』を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三つの要件を全て満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ア. 利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める。
- イ. 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ウ. 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をする。

エ. 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討する。

オ. 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

3. 身体拘束に関する体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置及び目的

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置する。

なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導することを目的とする。

(2) 身体拘束廃止委員会の構成員

施設長（管理者）、所属長、看護職員、介護職員とする。

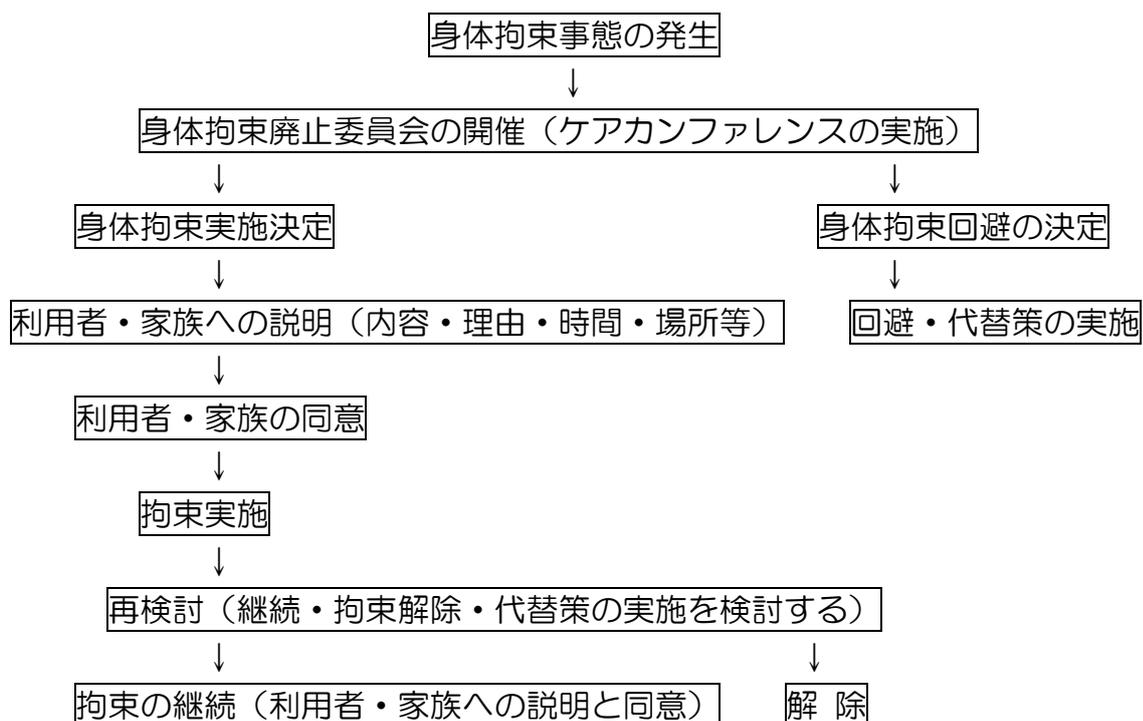
この委員会の責任者は、施設長(管理者)とする。

(3) 身体拘束廃止委員会の開催

おおむね3ヶ月に1回以上開催する。但し、必要時には随時開催する。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

(1) 本人又は他の利用者の生命及び身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。



ア. カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み（改善・検討）を早急に行い実施に努める。

イ. 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性・利用者の状態等を確認・説明し、同意を得たうえで実施する。

ウ. 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況、やむを得なかった理由等を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は 5 年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

エ. 拘束の解除

ウの記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者・家族に報告する。

(2) 介護保険指定基準において、身体拘束禁止の対象となる具体的な行為は以下の行為である。

ア. 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る

イ. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る

ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む

エ. 点滴や経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る

オ. 点滴や経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋を装着する

カ. 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける

キ. 立ち上がる能力がある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する

ク. 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着用する

ケ. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る

コ. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

サ. 自分の意思で開けることの出来ない居室に隔離する

5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

- 管理者の役割 身体拘束廃止委員会の総括管理
ケア現場における諸課題の総括責任
- 看護職員の役割 医師との連携
施設における医療行為の範囲の整備
重度化する利用者の状態観察
記録の整備
- 生活相談員・介護支援専門員の役割
身体拘束廃止に向けた職員教育
医療機関、家族との連絡調整
家族の意向に添ったケアの確立
施設のハード、ソフト面の充実
チームケアの確立
記録の整備
- 介護職員の役割 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
利用者の尊厳を理解する
利用者の疾病・障害等による行動特性の理解
利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
利用者とのコミュニケーションを十分に取り
記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

- ア. 介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。
- イ. 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ウ. 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための教育・研修の実施
- エ. その他、必要な教育・研修の実施

7. 高齢者虐待防止に関する考え方

高齢者虐待は身体的な虐待だけではなく幅広く高齢者の尊厳を侵害する言葉や行動があることを理解し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、高齢者虐待防止に向けた意識を持ち、高齢者虐待をしない医療・介護を実践する。

8. 当該指針の閲覧に関する基本方針

求めに応じていつでも職員、利用者または家族の希望によりいつでも閲覧できるようにする。

9. 適用年月日

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

令和 6年4月1日 改訂 (7.8 追記)